

SATO通信

90号

労務情報版

hssr.sato-group.com

新しい育休の給付支援が開始します！

令和7年4月1日から、
新しく「出生後休業支援給付」と「育児時短就業給付」がスタートする予定です。

「出生後休業支援給付」とは

子の出生直後の一定期間以内に、
夫婦が育児休業をそれぞれで14日以上取得した場合に、
通常の育児休業給付に「休業開始時賃金の13%相当額」が
上乘せされます。（合計で休業開始時賃金の80%が支給）
（一定期間：男性は子の出生後8週間以内、
女性は産後休業が明けてから8週間以内）

「育児時短就業給付」とは

2歳未満の子の育児のために時短勤務を行った場合、
収入を補うために時短勤務前の賃金の約10%が給付されます。

給付には以下の要件を満たす必要があります。

(1) 2歳未満の子を養育するために時短勤務を行ったこと

(2) 以下のA～Cのいずれかに該当すること

A：時短勤務を開始する前の2年間に、

みなし被保険者期間が12か月以上あること

B：育児休業給付金を受けていた場合、

その育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

C：出生時育児休業給付金を受けていた場合、

その出生時育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

※令和7年4月1日以降に時短勤務を開始された方となります

SATO-GROUP
北海道SATO社会保険労務士法人
労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011 (742) 9222

FAX 011 (742) 3833

詳しくは担当者まで
ご連絡下さい！
ご説明いたします。



SATO通信

90号

労務情報版

hssr.sato-group.com

新しい育休の給付支援が開始します！

令和7年4月1日から、
新しく「出生後休業支援給付」と「育児時短就業給付」がスタートする予定です。

「出生後休業支援給付」とは

子の出生直後の一定期間以内に、
夫婦が育児休業をそれぞれで14日以上取得した場合に、
通常の育児休業給付に「休業開始時賃金の13%相当額」が
上乘せされます。（合計で休業開始時賃金の80%が支給）
（一定期間：男性は子の出生後8週間以内、
女性は産後休業が明けてから8週間以内）

「育児時短就業給付」とは

2歳未満の子の育児のために時短勤務を行った場合、
収入を補うために時短勤務前の賃金の約10%が給付されます。

給付には以下の要件を満たす必要があります。

(1) 2歳未満の子を養育するために時短勤務を行ったこと

(2) 以下のA～Cのいずれかに該当すること

A：時短勤務を開始する前の2年間に、

みなし被保険者期間が12か月以上あること

B：育児休業給付金を受けていた場合、

その育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

C：出生時育児休業給付金を受けていた場合、

その出生時育児休業終了後に引き続き育児時短就業をしていること

※令和7年4月1日以降に時短勤務を開始された方となります

SATO-GROUP
北海道SATO社会保険労務士法人
労務事務指導協会

札幌市東区北5条東8丁目1-33

TEL 011 (742) 9222

FAX 011 (742) 3833

詳しくは担当者まで
ご連絡下さい！
ご説明いたします。

